

自治基本条例の推進に向けた取組

平成25年4月1日に施行した自治基本条例は、市民の皆さんが主役になってまちづくりを進めるための基本的な考え方やルールを定めたものです。

市では、自治基本条例を推進するために様々な取組を進めています。

【まちづくり推進審議会の設置】

自治基本条例の基本原則である、参画と協働による市政推進に必要なまちづくり施策について調査審議するため、平成26年4月に「まちづくり推進審議会」を設置しました。

審議会では本市のまちづくりの担い手である市民と行政が共に考え、共に行動する「参画と協働のまちづくり」について、市民の代表である委員の皆さんから幅広くご意見をいただき、必要な施策についての審議をいただいています。

○所掌事務

- ・参画と協働の推進に必要な制度及び施策に関すること
- ・まちづくり活動補助金の審査及び支援制度に関すること
- ・その他市長が必要と認める事項（諮問事項等）

○審議会委員

学識委員、各種団体選出委員、公募委員 等

○開催状況

- ・平成26年度開催状況（全5回）
諮問事項：西脇市参画と協働のまちづくりガイドラインの検証・見直し
協議内容・参画と協働のまちづくりガイドライン（平成17年策定）の改定について
 - ・まちづくり活動補助金審査
- ・平成27年度開催状況（全5回）
諮問事項：地域自治協議会のあり方、制度設計について
まちづくり活動補助金の課題及び改正の必要性について
協議内容・地域自治協議会のあり方・制度設計について
 - ・まちづくり活動補助金のあり方について
 - ・まちづくり活動補助金審査

- ・平成 28 年度開催状況（全 2 回）
 諮問事項：地域自治協議会の組織の認定方法について
 協議内容・地域自治協議会の組織の認定方法について
 - ・まちづくり活動補助金審査

- ・平成 29 年度開催状況（全 3 回）平成 29 年度、30 年度の 2 箇年で諮問
 諮問事項：地域自治協議会モデル事業の検証、制度設計等について
 協議内容・地域自治協議会モデル事業の進捗状況について
 - ・地域自治一括交付金の積算方法、積立等の制度設計について
 - ・自治基本条例の庁内の進捗状況について
 - ・まちづくり活動補助金審査

- ・平成 30 年度開催状況（全 4 回）平成 29 年度、30 年度で協議し答申
 協議内容・地域自治協議会モデル事業の検証について
 - ・地域自治一括交付金の積算方法等について
 - ・自治基本条例の庁内の進捗状況について
 - ・まちづくり活動補助金審査

- ・令和元年度開催状況（全 4 回）諮問事項なし
 協議内容・地域自治協議会モデル事業の効果の確認について
 - ・地域自治協議会ハンドブック及びパンフレット、地域自治一括交付金の手引書の作成について
 - ・自治基本条例の庁内の進捗状況について
 - ・まちづくり活動補助金審査

- ・令和 2 年度開催予定（全 4 回）
 諮問事項：西脇市自治基本条例に基づく取組の検証について
 協議内容・自治基本条例に基づく取組の進捗状況について
 - ・自治基本条例の庁内の進捗状況について
 - ・まちづくり活動補助金について

【自治基本条例が委任した制度等の制定状況】

自治基本条例	内容	制度等
第9条	(参画と協働の推進) 参画と協働に必要な <u>制度及び施策を講ずる。</u>	参画と協働のまちづくりガイドライン改訂 【H27.3改訂】
第10条	(参画の制度) 市民生活に重大な影響を及ぼす政策について、 <u>別に定めるところにより</u> 、市民に意見を求める。	市民意見提出手続きに関する規則の制定 【H27.4施行】
第11条	(審議会等の運営) <u>委員を原則市民から公募</u> <u>会議は原則公開</u> <u>開催情報、会議の記録等を公開</u>	審議会等の会議の公開及び会議に公表に関する指針の制定 審議会等の委員の公募に関する指針の制定 【H27.10施行】
第25条	(総合計画) 基本構想については、 <u>別に定めるところにより</u> 、議会の議決を経る。	地方自治法第96条第2項による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例 (総合計画基本構想を追加) 【H25.3施行】

【参画と協働のまちづくりガイドラインの改訂】

「参画と協働」は自治基本条例に定められた基本原則の一つです。(第4条)

西脇市は平成17年3月に「参画と協働のまちづくりガイドライン」を策定し「参画と協働」を市政運営の柱として取り組んできました。10年が経過し、この間の取組を検証すると共に、今後の本市の取組の方向性を示すことにより、参画・協働をさらに推進するために、平成27年3月に改訂版を策定しました。

【地域自治協議会の設置】

条例の第14条に「地域自治協議会」に関して規定しています。

少子高齢化、人口減少が進む中で、安全・安心な豊かで住みよい地域社会をつくっていくためには、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

地域自治協議会は、市内の8地区において区長会を中心に各種団体や個人、法人が構成員となって、民主的な運営により、地区の活性化や地区の課題解決に向けて取り組む組織を想定しています。令和2年4月現在では市内3地区(津万地区、比延地区、黒田庄地区)で地域自治協議会が設立されています。